

第29回 防府市都市計画審議会議事録

令和6年1月18日開催

防府市都市計画審議会

第 29 回 防 府 市 都 市 計 画 審 議 会

日 時 令和6年1月18(木) 10:00~10:45

場 所 防府市役所1号館3階 南北会議室

<出席委員>

徳山工業高等専門学校名誉教授	佐賀 孝徳
山口県立大学名誉教授	前田 哲男
防府商工会議所会頭	羽嶋 秀一
防府市農業委員会会長	藤井 伸昌
山口県建築士会防府支部副支部長	原田 和彦
防府市議会議長	田中 敏靖
防府市議会副議長	曾我 好則
防府市議会議員	安村 政治
防府市議会議員	吉村 祐太郎
国土交通省中国地方整備局	
山口河川国道事務所長	山田 直也
山口県防府土木建築事務所長	城一 俊幸
山口県山口農林水産事務所長	藤村 誠
山口県防府警察署長	藤村 亨
防府市自治会連合会	新家 義則
防府市女性団体連絡協議会	大村 弘子

<市出席者>

防府市長	池田 豊
道路課長	澁谷

(事務局)

土木都市建設部長	石光
土木都市建設部次長	藤本
都市計画課長	野間
都市計画課課長補佐	末綱
都市計画課技術補佐	原田
まちなみデザイン係長	西崎
まちなみデザイン係	石田、川崎

<傍聴>

1名

- 1 開会
- 2 委員の紹介
- 3 署名委員の選出
- 4 審議会概要

○会長 次に審議会の公開についてということで、議事に先立ちまして、当審議会の公開について、お諮りしたいと思います。本日の審議会は、公開で行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員一同 異議なし

○会長 異議なしということで、本日の都市計画審議会は公開します。傍聴の方がおられましたら事務局、入場の御案内をお願いします。

○事務局 1名いらっしゃいますので、今から御案内いたします。

5 議案の審議

○会長 「次第 4」の議事に入りたいと思います。

本日は議案が3件ございます。説明していただいた後、質疑に入りたいと思います。それでは、まず事務局から「議案第1号」について説明をお願いします。

○事務局 議案第1号説明

○会長 ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありました。「議案第1号」について、御質問や御意見ございませんでしょうか。

○委員一同 異議なし

○会長 「議案第1号」について「御異議ないもの」と認めます。

よって、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、事務局から「議案第2号」及び「議案第3号」について説明をお願いします。

○事務局 議案第2号及び第3号説明

○会長 説明ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありました「議案第2号」及び「議案第3号」について、御質問、御意見はございませんか。

○委員 参考資料 5-6 の図のグレー色に着色された線についてです。道路であれば、大崎線と交わる時に通常 90 度で交わってくると思うのですが、グレー色に着色された線は何を表現しているのでしょうか。

○事務局 凡例に記載がなかったため、紛らわしくて申し訳ございません。グレー色の線は、現在の県道大内右田線でございます。今御質問ありました交差点の赤色の隅切の部分に、このグレー色の線が接続します。下地に薄っすらと整備後の道路線形も記載しております。表示上、グレー色が目立っておりますが、委員御指摘のとおり直角に近い形で交差するというので、交差点の協議が整っております。

○委員 参考資料 5-2 または 5-3 における車の流れについて、一方通行なのかなど、交通の流れを教えてください。

○事務局 参考資料 5-3 をお願いします。真ん中の道路が大崎線の主となる道路部分で、その両側にあります道路が東西方向への側道へのアクセスになります。東側の道路、西側の道路両方とも一方通行ではありません。形が少し異なることにつきましては、西側の道路には現在周辺に幼稚園等がございます。また、大型の車が通行するというので、西側の道路と東側の道路で形が若干異なっております。さらに、通学路等もございますので、通行の視界を妨げることのないような安全な交通になるようにということで、こういった形状となっており、現状の通行に配慮した線形となっております。

○委員 真ん中の道路の両側の道路は、側道ということですか。

○事務局 真ん中の道路の両側にあります道路は、国道 2 号の側道へ接続するためのものです。現在は、国道 2 号のかなり近いところに交差点がありますが、現在のような交差点形状ですと、右折レーンの途中に出てきますので、滞留等を考えて、奥に寄せたような形でございます。

○委員 参考資料 5-3 における住宅の立ち退きの方に対する代替地は、周辺にあるのですか。また、今後その予定はあるのですか。

○事務局 用地の代替につきましては、所有者本人のご意向等を踏まて、しっかりと御説明する中で、ご納得いただきながら事業を進めていくということになります。

○委員 古い住宅地のため、現在のところから離れたくない方など多いと思ひ

ます。周辺に家を建てることは可能ですか。

○事務局 こちらの地域は、市街化調整区域になるため、積極的に家を建てていく地域ではありません。都市計画法に基づき、限定的に許可の基準がございますので、その許可の基準に合致するものについて、建てることのできるということになります。現にお住まいの方が、例えば農業をされているということであれば、農業の目的でということでは建てることもできますし、その方が許可の要件に合うかどうかポイントになるかと思えます。そのため、個別に判断していくことになります。

○会長 他に御質問や御意見ございませんでしょうか。

○委員一同 なし

○会長 原案のとおり変更なしで、御異議ございませんか。

○委員一同 異議なし

○会長 「御異議ないもの」と認めます。よって、「議案第2号」及び「議案第3号」については、原案のとおり決定いたしました。以上をもちまして本日の審議を終了いたします。可決された案件につきましては、早速、市長に答申いたします。厳正なる御審議をいただきありがとうございました。それでは、進行を事務局にお返しします。

6 閉会